

〒101-0035

東京都千代田区神田司町2-4-2 小山ビル5階 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当: 沼澤

標準生計費の活用

毎年、人事院は公務員の給与を検討するために、総務省の家計調査に基づき、標準生計費を算出 しています。

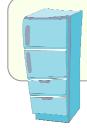
賃金は、生活に必要な収入を確保する上で大切なものですから、この標準生計費は賃金水準決定の ための日安として活用できます。今回は、平成25年度版が発表されましたのでご案内いたします。



標準生計費とは? 次の2つがあります

東京

福岡



- ---標準的な勤労者世帯の生計費。税金·社会保険料の負担は含まない。 ●標準生計費
- ▶修正標準生計費(※)――税金や社会保険料の負担等を考慮し、標準生計費に加算した生計費。

※2012年の総務省の家計調査から消費支出に対する非消費支出の割合(29.8%)を乗じたもの

賃金からは税金や社会保険料が控除されます。

賃金額を検討する上では、**修正標準生計費**を目安にしましょう。

平成25年度の標準生計費 出所: 人事院(全国), 各都道府県人事委員会

標準生計費は毎年算出されおり、いろいろな傾向がみられます。

51,650

46.780

全 国



活用のポイント①

●年代や世帯人数 によって、 生活に必要な金額は まちまちですので 都度、賃金水準の確認 が必要です。

活用のポイント②

●主要都市で、生計費 が全国より高い傾向 がありますが、 地域によって大きな 格差があります。

標準生計費は、主要都市等地域別でも調べることができ、適正かつ効率的な賃金水準を 決定するための参考として活用できます。

200.640

261.300

260,431

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277